

## ○大田原市広告事業掲載基準

(平成 23 年 11 月 1 日)

### (趣旨)

第1条 この基準は、大田原市広告事業実施要綱(平成 23 年告示第 98 号。以下「要綱」という。)第 4 条第 2 項の規定に基づき、広告掲載に関する基準を定めるものとする。  
(広告事業に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告の内容、広告主の業種、表現等は、いずれも社会的に信用度と信頼度の高い情報としてふさわしいものでなければならない。

### (内容の基準)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するもの又はそのおそれのあるものは、広告事業の対象としないものとする。

#### (1) 法令等に違反するもの

- ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品を提供するもの
- イ 法令等で許可を受けていない商品又はサービスを提供するもの

#### (2) 人権侵害となるもの

- ア 不当な差別等人権侵害となるもの
- イ 他の者を誹謗、中傷又は排斥するもの

#### (3) 政治性又は宗教性のあるもの

- ア 政治団体による政治的活動を目的とするもの
- イ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ウ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

#### (4) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの

- ア 個人の氏名を広告するもの
- イ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの
- ウ 国内世論が大きく分かれているもの
- エ 社会問題についての主義主張となるもの

#### (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

- ア 誇大な表示(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 国家資格等に基づかないものが行う医療行為等となるもの
- オ 責任の所在が明確でないもの

#### (6) 公序良俗に反するもの又は青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- イ 犯罪を肯定し、助長するような表現のもの

- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力若しくはわいせつ性を連想又は想起させるもの
- オ 賭けごと、とばく等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- キ 公衆に不快の念を与えるもの

(7) その他広告掲載することが適当でないもの

- ア 非科学的若しくは迷信に類するもので、利用者を惑わせ不安を与えるもの
- イ 美観風致を害するもの
- ウ 広報媒体の公益性を損なうもの
- エ その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(業種又は業者の基準)

第4条 広告掲載に係る業種及び業者が、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合は、広告事業の対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) 賭博に係るもの
- (6) 法律に定めのない医療行為又はこれに類する行為を行うもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 社会問題を起こしているもの
- (9) 大田原市暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号又は第4号に規定する暴力団又は暴力団員等のもの
- (10) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(内容の修正)

第5条 市長は、前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を広告掲載しようとするものに求めることができるものとする。

2 広告を掲載しようとするものは、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならないものとする。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から実施する。